

熊本市新西部環境工場整備及び運営事業
工事請負契約書(案)

平成 23 年 8 月

熊本市

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 熊本市手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長 幸山政史 印

受注者 住所

氏名 印



目 次

第1条	(総則)	1
第1条の2	(定義)	2
第1条の3	(契約書類)	2
第2条	(関連工事の調整)	3
第3条	(請負代金内訳書及び工程表)	3
第4条	(契約の保証)	3
第5条	(権利義務の譲渡等)	3
第6条	(一括委任又は一括下請負の禁止)	4
第7条	(下請負人の通知)	4
第8条	(特許権等の使用)	4
第9条	(監督員)	4
第9条の2	(管理技術者)	5
第10条	(現場代理人及び主任技術者等)	5
第11条	(履行報告)	6
第12条	(工事関係者に関する措置請求)	6
第13条	(工事材料の品質及び検査等)	6
第14条	(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	7
第15条	(支給材料及び貸与品)	7
第16条	(工事用地の確保等)	8
第16条の2	(基本設計図書等と実施設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)	9
第17条	(設計図書等に不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	9
第18条	(条件変更等)	10
第19条	(設計図書の変更)	11
第20条	(本件工事の中止)	11
第21条	(受注者の請求による契約期間の延長)	11
第22条	(発注者の請求による契約期間の短縮等)	11
第23条	(契約期間の変更方法)	12

第24条	(請負代金額の変更方法等)	12
第25条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	12
第26条	(臨機の措置)	13
第27条	(一般的損害)	13
第28条	(第三者に及ぼした損害)	14
第29条	(不可抗力による損害)	14
第30条	(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)	15
第31条	(検査及び引渡し)	15
第32条	(請負代金の支払)	16
第33条	(部分使用)	16
第34条	(前金払)	16
第35条	(保証契約の変更)	17
第36条	(前払金の使用等)	18
第37条	(部分払)	18
第38条	(部分引渡し)	19
第39条	(第三者による代理受領)	19
第40条	(前払金等の不払に対する工事中止)	19
第41条	(かし担保)	20
第 41 条の 2	(性能保証)	20
第42条	(履行遅滞の場合における損害金等)	20
第43条	(公共工事履行保証証券による保証の請求)	20
第44条	(発注者の解除権)	21
第 44 条の 2	(談合行為等に対する解除措置)	22
第45条	(その他の解除権)	23
第46条	(受注者の解除権)	23
第47条	(解除に伴う措置)	23
第 47 条の 2	(不正行為に伴う損害の賠償の予約)	24
第48条	(あっせん又は調停)	25

第49条	(仲裁)	25
第50条	(審査会)	25
第51条	(補則)	25
特記規定	26
第1条	(債務負担行為に係る契約の特則)	26
第2条	(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)	26
第3条	(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)	27
第4条	(債務負担行為に係る契約の解除に伴う措置の特則)	27
第5条	(実施設計図書の確認)	27
第6条	(特許権等の実施権及び使用権等)	28
第7条	(著作権の利用等)	28
第8条	(著作権等の譲渡禁止)	29
第9条	(著作権の侵害防止)	29
第10条	(設計図書等の変更に係る受注者の提案)	29
第11条	(本件工事の開始)	29
第12条	(資料、報告等)	29
第13条	(試運転)	30
第14条	(地域経済への貢献に関する提案)	30

熊本市新西部環境工場整備及び運営事業 工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、要求水準書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(発注者と受注者が熊本市新西部環境工場に関して締結する設計・施工一括型工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の本件工事等を契約書記載の契約期間内に完成し、本件工事等の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 発注者は、その意図する実施設計図書を完成させるため、本件設計に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合は、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い本件設計を行わなければならない。
 - 4 受注者は、この契約及び基本設計図書等に特別の定めがある場合を除き、本件設計を完成するために必要な一切の手段(「設計施行方法」という。以下同じ。)をその責任において定めるものとする。また、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 8 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 9 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 12 この契約に係る訴訟については、熊本地方裁判所をもって専属的管轄裁判所とする。
 - 13 受注者が共同企業体を結成している場合は、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づ

くすべての行為について当該代表者を通じて行われなければならない。

- 14 受注者は、この契約に定められた発注者と受注者間の協議が調わないことをもって本件工事等の遂行を拒んではならない。

(定義)

第1条の2 この契約における用語の定義は、この契約で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。

- (1) 「本事業」とは、熊本市新西部環境工場整備及び運営事業をいう。
- (2) 「基本契約」とは、本事業の入札における落札者及び落札者の設立した本事業の運營業務を実施する●と市が本事業の基本的事項等について締結した基本契約をいう。
- (3) 「要求水準書」とは、この契約に基づく設計施工一括型工事を含む事業の入札において発注者が公表した熊本市新西部環境工場整備及び運営事業に関する入札資料のうち要求水準書及びこれに関する質疑回答をいう。
- (4) 「技術提案書等」とは、熊本市西部環境工場整備及び運営事業の入札公告の入札説明書により提出される技術提案書、非価格要素提案書、事業計画書をいう。
- (5) 「基本設計図書等」とは、要求水準書、技術提案書等及び次条第3号の共通仕様書等をいう。
- (6) 「実施設計図書」とは、本件設計に関し要求水準書に定めるところに従い受注者が作成し発注者が確認した実施設計成果物をいう。
- (7) 「設計図書等」とは、基本設計図書等及び実施設計図書をいう。
- (8) 「本件設計」とは、要求水準書に定める設計に関する業務をいう。
- (9) 「本件工事」とは、要求水準書に定める施工に関する業務(仮設、施工方法その他工事の目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。)をいう。
- (10) 「本件工事等」とは、本件設計若しくは本件工事又はその双方をいう。

(契約書類)

第1条の3 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、技術提案書等の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、要求水準書と同位の順序にあるものとみなす。

- (1) 本契約書
- (2) 要求水準書
- (3) 要求水準書「2. 関係法令等」に定める基準、仕様書等(以下「共通仕様書等」という。)
- (4) 技術提案書等

(5) 実施設計図書

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する本件工事及び発注者の発注により第三者が施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合は、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に要求水準書に基づいて、本件工事等の全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、発注者が請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「前払保証事業法」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りで

ない。

- 2 受注者は、実施設計図書(未完成の実実施設計図書及び本件設計を行う上で得られた記録等を含む。)、工事目的物及び工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち、第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、本件設計を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、発注者の承諾がある場合又は受注者が技術提案書等に従い本件設計を第三者に委任し若しくは請け負わせる場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の本件工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている設計施行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその設計施行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する実施設計図書を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する本件設計に関する指示
- (2) この契約の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 本件設計に関し、この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

- (4) 本件設計に関し、その進捗の確認、基本設計図書等の記載内容と履行内容との照合その他の履行状況の監督
 - (5) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (6) 受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (7) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行われなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合は、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(管理技術者)

第9条の2 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、本件設計の管理及び統括を行う。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の工事の場合は監理技術者とし、同条第3項の工事の場合は専任の主任技術者又は監理技術者とし、同条第4項の工事にも該当する場合は監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。)
 - (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、着工後は工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権

限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合は、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、要求水準書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、管理技術者、現場代理人がその職務(主任技術者(監理技術者)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が本件工事等を履行するために使用している下請負人、労働者等で本件工事等の履行又は監理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書等に定めるところによる。設計図書等はその品質が明示されていない場合は、本件工事等の目的物が設計図書等に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書において監督員の検査(確認を含む。以下本条において

同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合は、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、要求水準書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、要求水準書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合は、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に貸与し又は支給する図面、その他本件設計に必要な物品並びに発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の有無、品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡に当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、要求水準書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他要求水準書において定められた本件工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(要求水準書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 3 工事の完成、要求水準書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合は、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(基本設計図書等と実施設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)

第16条の2 受注者は、実施設計図書の内容が、基本設計図書等又は本件設計に関する発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合は、これらに適合するよう必要な修補(受注者がすでに本件工事に着手している場合は本件工事に関する必要な修補を含む。)を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等に不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、本件工事の施工部分が設計図書等に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本件工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、本件工事の施工部分が設計図書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合は、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、本件工事等の履行に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書及び第 1 条の 3 第 3 項第 3 号に掲げる共通仕様書等が一致しないこと。
 - (2) 要求水準書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書の表示が明確でないこと。
 - (4) 本件設計の施行上の制約等、要求水準書に示された、又は要求水準書の内容から合理的に想定することが可能な自然的若しくは人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること、又は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し要求水準書又は実施設計図書を訂正する必要があるものは、要求水準書については発注者が行い、実施設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し要求水準書又は実施設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、要求水準書については発注者が行い、実施設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し要求水準書又は実施設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者が協議して、要求水準書については発注者が行い、実施設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容を受注者に通知して、要求水準書を変更し、又は受注者に実施設計図書を変更させることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本件工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより本件工事の目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本件工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本件工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件工事の中止内容を受注者に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前 2 項の規定により本件工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による契約期間の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により契約期間内に本件工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に契約期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による契約期間の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により契約期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる契約期間に満たない契約期間への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約期間の変更方法)

第 23 条 契約期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約期間の変更事由が生じた日(第 21 条の場合は発注者が契約期間変更の請求を受けた日、前条の場合は受注者が契約期間変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 25 条 発注者又は受注者は、契約期間内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により契約期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合は、請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合は、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第27条 本件工事等の目的物の引渡し前に、本件工事等の目的物又は工事材料について生じた損害その他本件工事等の履行に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 28 条 本件工事等の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、本件工事等の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前 2 項の場合その他本件工事等の履行について第三者との間に紛争を生じた場合は、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 29 条 本件工事等の目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者の双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、本件工事等の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 本件工事等の目的物に関する損害

損害を受けた本件工事等の目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第16条の2から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書又は実施設計図書を変更することができる。この場合は、要求水準書又は実施設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、本件工事等を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書に定めるところにより、本件工事等の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本件工事等の目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合は、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第 2 項の検査によって本件工事等の完成を確認した後、受注者が本件工事等の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該本件工事等の目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合は、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、本件工事等が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合は、修補の完了を本件工事等の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第 32 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 33 条 発注者は、第 31 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、本件工事等の目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合は、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により本件工事等の目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第 34 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする前払保証事業法第 2 条第 5 項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 100 分の 40 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の前払金の

支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合は、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合は、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増加後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない契約期間の変更が行われた場合は、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 36 条 受注者は、前払金を本件設計の外注費、本件工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第 37 条 受注者は、本件工事等の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、契約期間中次に定める回数(中間前払金の支払があつた場合は、当該回数を 1 回減ずるものとする。)を超えることができない。

- (1) 請負代金額 1、000 万円未満 1 回
- (2) 請負代金額 1、000 万円以上 3、000 万円未満 2 回
- (3) 請負代金額 3、000 万円以上 6、000 万円未満 3 回
- (4) 請負代金額 6、000 万円以上 10、000 万円未満 4 回
- (5) 請負代金額 10、000 万円以上 5 回

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合は、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合は、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × {9/10 - (前払金額 + 中間前払金額) / 請負代金額}

7 第 1 項及び前項の請負代金相当額は、次の式により算定するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとし、発注

者が第 1 項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

請負代金相当額＝請負代金額×(出来形工事費／設計工事費)

- 8 第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合は、第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第 38 条 本件工事等の目的物について、発注者が要求水準書において本件工事等の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の本件工事等が完了したときについては、第 31 条中「本件工事等」とあるのは「指定部分に係る本件工事等」と、「本件工事等の目的物」とあるのは「指定部分に係る本件工事等の目的物」と、同条第 5 項及び第 32 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×{1－(前払金額＋中間前払金額)／請負代金額}

- 3 前 2 項の指定部分に相応する請負代金の額は、次の式により算定する。ただし、特別な事情がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとし、発注者が第 1 項の規定により準用される第 32 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

指定部分に相応する請負代金の額＝請負代金額×(指定部分に係る設計工事費／設計工事費)

(第三者による代理受領)

第 39 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 32 条(前条において準用する場合を含む。)又は第 37 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 40 条 受注者は、発注者が第 34 条、第 37 条又は第 38 条において準用される第 32 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本件工事等の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合は、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本件工事等の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事等の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第 41 条 本件工事等の目的物に関するかし担保責任は、要求水準書に従う。

(性能保証)

第 41 条の 2 受注者は、本件工事等の目的物が要求水準書に規定された性能保証事項を満足することを保証し、性能が満足しない場合の責任は、要求水準書に従う。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 42 条 受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内に工事を完成することができない場合は、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.1 パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 32 条第 2 項(第 38 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.1 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第 43 条 第 4 条第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第 1 項各号の一に該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合は、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)
- (2) 工事完成債務
- (3) かし担保債務(受注者が施工した出来形部分のかしに係るものを除く。)
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第 28 条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合は、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により契約期間内に完成しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第46条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下この号、次条及び第47条の2において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対し資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力

し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、請負代金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第 44 条の 2 発注者は、前条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条第 1 項の排除措置命令を受け、かつ、同条第 6 項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同条第 2 項及び第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、独占禁止法第 50 条第 4 項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。

(3) 受注者が、独占禁止法第 66 条第 1 項の規定による却下の審決、同条第 2 項の規定による棄却の審決又は同条第 3 項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決(当該請負契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 受注者が、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 受注者又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について、刑法(明

治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条(第 3 号を除く。)若しくは第 95 条第 1 項(第 2 号及び第 3 号を除く。)の刑が確定したとき。

(その他の解除権)

第 45 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第 44 条第 1 項及び前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 46 条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が契約期間の 10 分の 5(契約期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 47 条 発注者は、契約が解除された場合は、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合は、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 34 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第 1 項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 44 条又は第 44 条の 2 の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 3.1 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 45 条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の

出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合は、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条又は第44条の2の規定によるときは発注者が定め、第45条又は前条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に伴う損害の賠償の予約)

第47条の2 受注者は、本事業に関して、第44条の2第1項各号の一に該当するときは、基本契約第15条第2項乃至第4項に従い賠償金を発注者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第44条の2第1項各号に掲げる場合において、命令、審決又は刑罰の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。
- (2) 第44条の2第1項第5号に掲げる場合において、乙又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について確定した刑が刑法第198条の刑であるとき(当該確定した刑が同条の刑のほか、刑法第96条の3又は独占禁止法第89条第1項、第90条(第3号を除く。))若しくは第95条第1項(第2号及び第3号を除く。))の刑であるときを除く。)

(3) 前2号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、第31条第4項から第6項までの規定により工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3 発注者は、前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該企業体の構成員であったすべての者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。

(火災保険等)

第48条 受注者は、本件工事等の目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)等を要求水準書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付きなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、本件工事等の目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第49条 この約款の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者間に紛争を生じた場合は、発注者及び受注者は、建設業法による熊本県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は監理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(審査会)

第51条 前2条の規定は、審査会が取り扱うことができる紛争に限って適用する。

(補則)

第52条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

特記規定

(債務負担行為に係る契約の特則)

第1条 各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第2条 前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額(以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が要求水準書に定められているときには、前項の規定による読み替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の請求をすることができない。

3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読み替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度ま

での出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合は、第 35 条第 3 項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第 3 条 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合は、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 37 条第 6 項及び第 8 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額) $-$ {請負代金相当額 $-$ (前年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額)} \times (当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度中間前払金額) $/$ 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、各会計年度において中間前払金の支払があった場合は、当該年度の回数を 1 回減ずるものとする。

年度	回

(債務負担行為に係る契約の解除に伴う措置の特則)

第 4 条 契約の解除に伴う措置については、第 47 条第 3 項中「第 34 条」とあるのは「第 34 条(本特約条項第 2 条において準用する場合を含む。)」と、「第 37 条」とあるのは「第 37 条及び本特約条項第 3 条」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(実施設計図書の確認)

第 5 条 受注者は、本件設計に関し、要求水準書及び全体工程表に従い、実施設計図書を提出しなければならない。

2 発注者は、提出を受けた実施設計図書の内容が、基本設計図書等又は本件設計に関する発注者の指示若しくは発注者と受注者が協議の内容に適合すると認めるときは、当該実施設計図書を確認するものとする。

3 受注者は、前項の確認で不具合等が認められたときは、実施設計図書を直ちに修補して発注者の確認を受けなければならない。この場合は、前項の規定を適用する。

4 受注者は、本条に従い発注者が実施設計図書の確認を実施したことをもって、

第 41 条及び第 41 条の 2 の責任を免れることはできない。

(特許権等の実施権及び使用権等)

第 6 条 受注者は、発注者が本件工事等の目的物の所有及び運営(発注者がかかる業務を第三者に委託して実施する場合も含む。)するために必要な特許権等の対象となっている技術等を利用するための実施権、使用権その他の権限(以下「実施権等」という。)があるときは、かかる実施権等を自らの責任で発注者に付与するものとする。

2 前項に規定する受注者が付与する特許権等についての実施権等は、この契約の終了後も本件工事等の目的物の存続中は有効に存続するものとする。また、受注者は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が受注者及び第三者の共有に係る場合若しくは第三者の所有に係る場合は、上記実施権等の付与につき当該特許権等の共有者全員若しくは当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、この契約の請負代金は第 1 項の特許権等に係る実施権等の付与又は発注者による取得及び使用に対する対価を含むものであることを、確認する。

4 発注者がこの契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類及び図面等(発注者が著作権を有しないものを除く。)に関する著作権は、発注者に帰属する。

5 発注者は、本件工事等の目的物について、本件工事等の目的物が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の利用等)

第 7 条 本件工事等の目的物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る著作権(同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)は、著作権法の規定に従い受注者又は発注者及び受注者の共有に属する。

2 受注者は、発注者が本件工事等の目的物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。

(1) 著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件工事等の目的物の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認められた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 本件工事等の目的物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(3) 本件工事等の目的物の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(4) 本件工事等の目的物を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

(5) 本件工事等の目的物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

3 受注者は、自ら又は著作者(発注者を除く。)をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物及び本件工事等の目的物の内容を公表すること。

(2) 著作権法第19条第1項又は第29条第1項に定める権利を行使すること。

(3) 本件工事等の目的物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第8条 受注者は、この約款に規定のある場合を除き、自ら又は著作者(発注者を除く。)をして、本件工事等の目的物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第9条 受注者は、本件工事等の目的物が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを発注者に対して保証する。

2 受注者は、本件工事等の目的物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(設計図書等の変更に係る受注者の提案)

第10条 受注者は、この契約締結後、設計図書等に定める本件工事等の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書等の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に指示することができる。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等の変更を指示した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(本件工事の開始)

第11条 受注者は、実施設計図書について市の確認を受けた後、本施設の施工を開始するものとする。

(資料、報告等)

第12条 発注者は、この契約に基づく違約金、遅延利息、賠償金、過払金及び遅滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受注者に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場

合は、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(試運転)

第 13 条 試運転は、契約締結日から履行期間までに行うものとし、要求水準書に定められたところに従って実施するものとする。

2 試運転に係る業務は、本施設の運營業務を担当する●(以下本条で「運營業業者」という。)の従業員等の習熟訓練のため、受注者が運營業業者の従業員の出向を受けるなどの方法により運營業業者を参加させて行う。

3 試運転のための処理対象物の提供は、発注者が行う。

4 発注者は、試運転により得られた副生成物及び処理不適物について、指定された要件を満足することを確認後、市の責任において運搬、処理又は処分を行う。

5 受注者は、指定された要件を満足しない副生成物について、受注者の責任において適切に処理・処分を行う。

6 試運転により発生した電力及び当該電力の売電代金は発注者に帰属するものとする。

7 飛灰の運搬及び再資源化については、3日間で生じた分の飛灰について実証試験を行うこと。なお費用は受注者の負担とする。

(地域経済への貢献に関する提案)

第 14 条 受注者は、地域経済への貢献に関して技術提案書等に記載された次の事項を遵守しなければならない。

[技術提案の内容に基づき地元企業発注予定額等を記載する。]

2 発注者は、受注者が前項に規定された事項を遵守しなかったときは、前項に規定する地元企業発注予定額と受注者が実際に地元企業に発注した額との差額を請負代金額から減額し、及びかかる減額前の請負代金額の 5 パーセントに相当する金額の違約金の支払いを請求できるものとする。

3 受注者は、前項の請求を受けたときは、速やかに違約金を発注者に支払わなければならない。